

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）第2条

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告

示

目 次 ページ

規 則

○医療法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（医務業務課） 9

告 示

○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課） 9

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 9

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 9

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 10

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 10

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 10

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表…………… 11

道公安委員会規則

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 11

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 12

規

則

医療法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第9号

医療法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「第30条の4第2項第10号」を「第30条の4第2項第12号」に改める。

(1) 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）附則第5項

(2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）附則第3項

(3) 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地

北海道告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（川西北2地区（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成27年3月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（重内地区（農業用排水施設、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、平成27年3月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢1015の2（次の図に示す部分に限る。）、字船澗1605

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 滝川市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び滝川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を雄武町役場の掲示場に掲示した。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成27年農林水産省告示第363号

2 所在が不明な者 石井 竹藏

北海道告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

上川東雲（Ⅱ-4-31-1547）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

上川郡上川町字東雲（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

上川日東2（Ⅱ-4-34-1550）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

上川郡上川町字日東（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

富良野東山1（Ⅱ-4-46-1562）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

富良野市字東山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

富良野東山2（Ⅱ-4-47-1563）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

富良野市字東山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
富良野東山3 (II-4-48-1564)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
富良野市字東山、字老節布 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
富良野東山4 (I-4-57-2200)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
富良野市字老節布 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東川 (II-43-0190)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
富良野市字東山 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成27年3月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 一史

道公安委員会規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月10日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第2号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第37号を次のように改める。

別記様式第37号(第73条関係)

特定講習実施記録簿

番号	受講者の住所	氏名		性別	特定講習の種類	免許証番号	講習実施日 実施指導員名	備考
		生年月日						
				男	取消			
				女	初心			
				男	取消			
				女	初心			
				男	取消			
				女	初心			
				男	取消			
				女	初心			
				男	取消			
				女	初心			
				男	取消			

		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		
		男	取 消		
		女	初 心		

- 注1 性別欄は、男性は男、女性は女を○で囲むこと。
 2 特定講習の種別欄は、取消処分者講習は取消、初心運転者講習は初心を○で囲むこと。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき

作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成27年3月10日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の表中

228号	函館市石川町434番7から北斗市茂辺地817番1まで
280号	

を

228号	函館市石川町434番7から北斗市茂辺地817番1まで
280号	
278号	

に改める。

別表4中

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧 路線	千歳市上長都から十勝郡浦幌町字栄穂90番1まで
--------------------------------	-------------------------

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧 路線	千歳市上長都から白糠郡白糠町ヌイベツ35番17まで
--------------------------------	---------------------------

に、

一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から河西郡更別村字更別南1線86番1まで
----------	--------------------------------

を

一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から中川郡幕別町忠類共栄1番1まで
----------	-----------------------------

に、

一般国道278号	茅部郡鹿部町字大岩48番から茅部郡鹿部町字本別531番64まで
----------	---------------------------------

を

一般国道278号	茅部郡鹿部町字大岩48番から茅部郡鹿部町字本別531番64まで
一般国道278号	函館市桔梗町435番85地先から函館市赤川町199番4地先まで

に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。